9　小児慢性特定疾病医療費に係る国の負担は、小児慢性特定疾病医療費の支給に要した費用の額から、その費用のための収入の額を控除した額とすることとした。（第四二条関係）

10　児童以外の満二〇歳に満たない者及び負担上限月額に関する特例を設けるものとすることとした。（附則第二条～第四条関係）

二　関係政令の一部改正関係

1　地方自治法施行令について、中核市に適用されることとなる規定に、小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用等の支弁に関する事務に係る規定を追加する等の所要の規定の整備を行うものとすることとした。（附則第五条関係）

2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付が行われる場合等における負担上限月額の適用について、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなすものとすることとした。（附則第九条関係）

3　消防法施行令等について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第六条～第八条及び第一〇条～第一四条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（政令第三五八号）（厚生労働省）

1　特定医療費の支給

㈠　指定特定医療に係る負担上限月額は、支給認定を受けた指定難病の患者及び当該患者の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるものについての指定特定医療のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額に基づく区分に応じて定める額とすることとした。（第一条関係）

㈡　都道府県が行う支給認定について指定難病の患者の治療状況その他の事情を勘案して定める基準は、同一の月に受けた当該指定難病に係る医療につき算定した額が三万三、三三〇円を超えた月数が当該支給認定の申請を行った日の属する月以前の一二月以内に既に三月以上あるものであること等とすることとした。（第二条関係）

㈢　都道府県が支給認定を取り消すことができる場合は、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者が支給認定又は支給認定の変更の申請に関し虚偽の申請をしたときとすることとした。（第三条関係）

㈣　特定医療費と調整を行う他の法令に基づく給付は、健康保険法の規定による療養の給付等とすることとした。（第四条関係）

2　指定医療機関

㈠　病院又は診療所に準ずる医療機関は指定訪問看護事業者等とすることとした。（第五条関係）

㈡　その法律の規定による罰金の刑に処せられた者等について、都道府県知事が指定医療機関の指定をしてはならない法律は、児童福祉法等とすることとした。（第六条関係）

㈢　その法律に基づく命令等に違反した指定医療機関について、都道府県知事がその指定の取消し等を行うことができる法律は、健康保険法等とすることとした。（第七条関係）

3　費用

特定医療費等に係る国の負担及び補助は、特定医療費の支給等に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とすることとした。（第九条関係）

4　施行期日等

㈠　支給認定及び負担上限月額に関する特例を設けることとした。（附則第二条～第四条関係）

㈡　この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。

法律

サイバーセキュリティ基本法をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

サイバーセキュリティ基本法
法律第百四号

目次

第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　サイバーセキュリティ戦略（第十二条）
第三章　基本的施策（第十三条―第二十三条）
第四章　サイバーセキュリティ戦略本部（第二十四条―第三十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用の進展に伴って世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

（基本理念）

第三条　サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じた表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者（国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者をいう。以下同じ。）等の多様な主体の連携により、積極的に対応することを旨として、行われなければならない。